

匠航空株式会社所属ロビンソン式R 4 4 II型（回転翼航空機） J A 7 1 8 Wの  
航空事故調査について  
（経過報告）

令和7年4月24日  
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和6年5月13日、熊本県阿蘇市内において匠航空株式会社所属ロビンソン式R 4 4 II型（回転翼航空機） J A 7 1 8 Wが着陸した際にハードランディングとなり、機長及び乗客計3名が負傷した航空事故について、令和6年5月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、更に事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。このため、本調査については、本航空事故が発生した日から1年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり本調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本航空事故に関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、航空事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故等の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行うものであり、本航空事故の責任を問うために行うものではない。

## 1. 航空事故の概要

匠航空株式会社所属ロビンソン式R 4 4 II型 J A 7 1 8 Wは、令和6年5月13日（月）、遊覧のため飛行中、ローター及びエンジンの回転数が低下したため付近の空き地に着陸したが、ハードランディングとなり、機長及び乗客2名が負傷した。

同機は大破したが、火災は発生しなかった。

## 2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和6年5月13日、本航空事故の調査を担当する主管調査官ほか2名の航空事故調査官を指名した。現時点までに関係者からの口述聴取、機体の損壊状況の調査、エンジンの設計・製造者によるエンジンの分解調査等を実施した。

本調査には、事故機の設計・製造国であるアメリカ合衆国の代表及び顧問が参加している。

## 3. 判明している主な事実情報

### （1）飛行の経過

同機は、遊覧のため、機長が右操縦席に、乗客Aが前部左席に、乗客Bが後部左席に

着座し、11時50分ごろ阿蘇市内の熊本カドリードミニオン場外離着陸場を離陸し、阿蘇山火口までを往復する約7分間の飛行を開始した。

同機は、山頂火口の遊覧を終え、機長は、同場外へ向けて降下しながら減速を開始していたところ、後方からの「ボン」という籠もった音、ローター回転数が低下したことを知らせるLow RPMホーン及びエンジン回転数の低下を確認したため、同機を近傍の空き地に着陸させたが、ハードランディングとなり、3名とも負傷した。



図 事故後の同機の状況

## (2) 死傷者

機長 重傷（胸椎破裂骨折）

乗客A 重傷（腰椎骨折）

乗客B 重傷（左かかと踵骨骨折等）

## (3) 航空機の損壊

大破：胴体変形、テールコーン破断、メインローター損傷及び降着装置（スキッド）座屈

## (4) 気象

同場外で待機していた他の操縦士の口述によれば、事故現場付近の本事故関連時間帯の気象は、次のとおりであった。

天気 晴れ、風向 北北東、風速 約5kt

## 4. 今後の調査

本航空事故の原因及び本航空事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、飛行中にローター及びエンジンの回転数が低下するに至った状況の詳細など、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取及び関係国への意見照会を行う必要がある。

当委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本航空事故の原因等の調査を進める。